

大学等連携共創支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県内の大学、大学院および短期大学（以下「大学等」という。）に通う学生が、本県が抱える地域の社会的課題の解決に取り組み、地域の活性化や振興に寄与することで本県への理解や愛着を深め、本県が就職先や居住地等の選択肢の一つとなるよう、大学等が地域等と連携して実施する事業に要する経費について補助金を交付する。

2 大学等連携共創支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業および補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）および事業者（以下「補助事業者」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費、補助率、補助上限および補助対象期間は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、様式第1号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、様式第2号により当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第6条 補助事業者は、前条の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、様式第3号の変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止するとき
- (2) 補助金交付決定額の30パーセントを超える補助金額の減額があるとき
- (3) 補助事業の重要な部分の変更があるとき
- (4) 補助事業の遅延が見込まれるとき

2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業の中止の承認決定または補助金の交付の変更決定をし、様式第4号により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、様式第5号の実績報告書に関係書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日または補助事業実施年度の2月28日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の通知内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、様式第6号により当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第9条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を対象外事業または対象外経費に使用したとき。
- (2) 申請内容および報告内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用することがある。

(標準事務処理期間)

第 10 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第 5 条の規定による補助金等の交付の決定は、第 4 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、第 6 条の規定による補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 第 8 条の規定による額の確定は、第 7 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(実施状況の報告)

第 11 条 知事は、補助金の交付の目的に従い、必要に応じて補助事業およびこれに関連する事業の実施状況の報告を求め、または調査することができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第 13 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還させるものとする。

(補助金の経理)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿および証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

- 2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 16 条 補助事業者は、第 4 条の規定に基づく交付の申請、第 6 条の規定に基づく計画変更の申請、第 7 条の規定に基づく実績報告、第 11 条の規定に基づく実施状況の報告、第 12 条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1

補助対象事業	補助事業者
大学等が県北部地域（長浜市・高島市・米原市のいずれか） または県内に事務所又は事業所を有する中小企業者（※ 1）・小規模企業者（※2）と連携して実施する、本県が 抱える地域の社会的課題の解決に資する事業 ※1 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項 ※2 同法第 2 条第 5 項	滋賀県内の大学 等

別表 2

補助率	補助上限
1/2	200 千円

補助対象経費
謝金 消耗品費 旅費 受講料 印刷製本費 資料購入費 通信運搬費 借損料 調査費 原材料費 機械装置・システム利用等費 試作・試行・実験費 保険料 広告宣伝費 その他事業の実施に直接係る経費補助を行うことが 適当であると認められるもの